

第 6 0 号議案

平成 3 0 年度亀岡市水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の
規定により、平成 3 0 年度亀岡市水道事業会計未処分利益剰余金の
処分を下記のとおり行うため、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

平成 3 0 年度亀岡市水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当年度末残高	8,222,540,870	607,485,610	63,483,613
議会の議決による処分額	63,483,613	0	△63,483,613
資本金への組入れ	63,483,613	0	△63,483,613
亀岡市上下水道事業の設置等に関 する条例第 7 条による処分額	0	0	0
亀岡市上下水道事業の設置等に関 する条例第 8 条による処分額	0	0	0
処分後残高	8,286,024,483	607,485,610	(繰越利益剰余金) 0

平成30年度亀岡市水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成30年度亀岡市水道事業会計未処分利益剰余金63,483,613円の全額を資本金に組み入れること。

平成30年度亀岡市水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	8,222,540,870	607,485,610	63,483,613
議会の議決による処分額	63,483,613	0	△63,483,613
資本金への組入れ	63,483,613	0	△63,483,613
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第7条による処分額	0	0	0
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第8条による処分額	0	0	0
処分後残高	8,286,024,483	607,485,610	(繰越利益剰余金) 0